

令和4年度松阪市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

(1) 松阪市の水田農業の特性

松阪市は、三重県のほぼ中央に位置し、耕地面積約7,510haの約8割にある約6,160haを水田が占めており、立地特性からみると山間部から沿岸部まで農地が広がり、地域農業の現状も様変わりする。

平坦地では、主穀中心の農業が盛んで、ほ場整備の完了した地域では、集落営農等の組織が中心となり、水稻、小麦、大豆のブロックローテーションに取組み、2年3作の望ましい水田営農が展開されている。

一方、中山間地では、特に深蒸し煎茶の生産が盛んで、棚田百選にも選ばれる程美しい水田では、水稻の他、地域特性を活かした作物の生産が行われており、平坦地と比べて経営面積が小規模な農家が大部分を占めているものの、松阪市の美しい農地を守っている現状にある。

(2) 地域が抱える課題

平坦地においては、水稻、小麦、大豆での取組みを行っているが、主食用米の需要が減少する中、米・麦・大豆のブロックローテーションが定着しており、現状維持の方向性が強い傾向にあり、单收回向上が課題となっている。さらに地力の低下、病害虫被害による麦・大豆の品質・収穫量の不安定化も懸念材料である。

また、中山間地においては、農地の条件不利による耕作放棄地の発生や鳥獣害による農作物への被害の深刻化、また、高齢化による担い手不足等、地域農業の衰退の危機に瀕している状態である。

(3) 米政策の見直し

生産者や集荷業者・団体が、需要に応じて、どのような米をいくら生産・販売するかなどを自ら決められるようにすることで、経営の自由度の拡大を目指すことを目的とし、2018年産より米政策の見直しが行われた。

これにより、行政による主食用米の生産数量の配分は無くなつたが、現場が混乱することなく、且つ安定的な水田農業の持続を図るため、国が策定する需給見通しを踏まえ、県及び市は主食用米の生産量の目安率を示したところである。

尚、2018年産以降に係る松阪市の生産量の目安率の算定内容を以下に示す。

【松阪市における目安率算定内容】

- (1) 算定する内容：松阪市における翌年産主食用米の『生産量の目安（率）』
- (2) 算定する時期：毎年10月初旬（麦の播種前時期）まで
- (3) 算定する方法：過去の生産数量目標の増減値を平均し、算定年度の生産数量目標に加算

※令和4年産目安率・・・57.1%

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

当市の高収益作物は、指定野菜である春、冬キャベツのほか、特定野菜ではイチゴ、ブロッコリー、特定指定野菜ではたまねぎがある。また、そのほかにモロヘイヤ、大根、なばな等もあり、多岐にわたって生産されている。また、販売にあっては、市場への出荷のほか、市内にあるスーパーの産直スペースや直売所等、需要に対応した域内流通がされている。

生産規模においては、大規模に展開されている農業者は少なく、土地利用型の大規模な農業者のほとんどが、水稻、小麦、大豆の作付である。よって、高収益作物のほとんどが中～小規模の農業者で生産され、年々高齢化が進んでいることから、作付面積の伸び悩みがある。

このようななか、カット野菜等、高収益作物をとりまく商品の多様化にも対応していくため、既存の中～小規模への農業者への取組支援と並行して、ほ場整備等における高収益作物への導入推進を関係機関とともにを行う。また、そのために必要な機械導入についても支援し、面的な作付拡大を進める。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

畑地化においては、上項にある高収益作物作付面積と連動しているが、野菜等高収益作物の作付により活用されている。ただ、高齢化によるリタイアがあるなか、その後の活用については、土地利用型の農業者において、高収益作物に対応した機械化が進んでいないことから、畑地化への転換もあまり進んでいないのが現状である。

今後、5年間継続生産して高収益作物等を作付けられている等にあっては、定着化を促すべく必要に応じて畑地化の転換等を支援する。上記に該当しない水田については、地域に応じて米麦大豆でのブロックローテーションや麦大豆の作付けが厳しい地域については、非主食用米への推進を行い、自己保全や遊休農地にならないよう必要に応じて推進していく。

4 作物ごとの取組方針等

当地域の約6,160haの水田について、適地適作を基本とし、作物生産の維持・拡大を図ることとする。

(1) 主食用米

当地域においては、約3,710haの主食用米の作付けが実施され、その大半をコシヒカリが占めているが、近年、天候の不安定化による品質の低下が問題となっている。このため関係機関と連携をとり、新品種の導入や、土づくり等の栽培技術対策の徹底を図り、需要の確保に努めながら計画的な生産を進める。

(2) 備蓄米

市場用の備蓄米を必要に応じて推進していく。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、飼料用米を麦・大豆に次ぐ米の需給調整の

品目に位置づけ、引き続き、地域特性に対応した多収品種による収量増大を図るとともに、飼料用米のわらを利用した耕畜連携を推進していく。また、飼料用米の実需者への安定供給を目的とし、複数年契約を推進していく。

イ 米粉用米・加工用米

主食用米と同じ機械、施設で取組める為、米の需給調整の品目として引き続き取り組みを勧める。また、JA等関係機関と連携をとり、需要に応じた生産推進を図る。また、米粉用米の実需者への安定供給を目的とし、複数年契約を推進していく。

ウ 新市場開拓用米

主食用米需要量が毎年減少していく中、新規需要米のうち新市場開拓用米として、内外のコメの新市場の開拓を図る取り組みを推進する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

三重県内では、麦の需要量が生産量を上回っており、増産が求められている。ニーズのある日本麵用のあやひかりを中心に現行のブロックローテーションでの作付体系を維持し、排水対策、種子更新、土壤改良などの実施により、麦の生産性の向上を図るとともに二毛作の取り組みを推進する。また、大豆についても、地域の実需者等のニーズに適したフクユタカによる麦跡への作付を推奨するとともに、近年被害の多くなっている病害虫に対する適期防除や排水対策等を進め、品質・単収の向上を図る。

飼料作物は、海外へ依存しており、供給量や価格が不安定となっている。自給率向上はもとより、安定的に供給するとともに、二毛作による水田利用の高度化を図る。

(5) そば

市内を中心に安定的な需要がある。そのため作付面積の拡大及び、品質・単収の向上を図るとともに二毛作の取り組みを推進する。

(6) 地力増進作物

地力増進作物の作付けはあるが、取組面積は少なく、またすき込みの定着も不明である。地域の単収向上や連作障害を防ぐためにも地力増進作物の推進を行い、取組面積の拡大、すき込みの定着を図る必要がある。

(7) 高収益作物

地域農業の収益力向上のため、JA等関係機関と連携し、水田における収益性の高い野菜・花きの作付面積の拡大を図る。とりわけ、中山間地においては、野菜・花き等を作付けすることで、耕作放棄地の発生抑制や景観保全等の多面的機能の増進・地域農業の活性化を図る。

また、松阪市の特産品として「松阪木綿」がある中で、松阪産の綿、藍が栽培されている。とりわけ中山間地で栽培されており、水田を活用した栽培についてさらに規模拡大により安定供給を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち二毛作	うち二毛作	うち二毛作	うち二毛作
主食用米	3,710	-	3,705	-	3,700
備蓄米	-	-	-	-	-
飼料用米	482	1.7	407	0	412
米粉用米	1.3	0	1.5	0	1.6
新市場開拓用米	0	0	2	0	2
WCS用稻	-	-	-	-	-
加工用米	5.7	-	-	-	-
麦	1,750	163	1,715	85.1	1,731
大豆	1,440	1,309	1,490	1,359	1,500
飼料作物	36.8	21.6	36.8	21.6	37
・子実用とうもろこし	-	-	-	-	-
そば	0.8	0.8	1	1	1
なたね	-	-	-	-	-
地力増進作物	-	-	2	0	2.2
高収益作物	51.4	7	57.8	7.8	62.6
・野菜	47.5	6.5	53.4	7.3	57.9
・花き・花木	2.7	-	3	-	3.2
・果樹	-	-	-	-	-
・その他の高収益作物	1.2	0.5	1.4	0.5	1.5
その他					
・○○					
畠地化	-	-	-	-	-

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	野菜・花き・その他	高収益作物の作付支援	作付面積	(3年度) 51.6ha	(5年度) 62.6ha
2	小麦・大麦 (基幹作)	麦の単収向上の取組	単収 作付面積	(3年度) 343kg/10a (3年度) 1,587ha	(5年度) 398kg/10a (5年度) 1,644ha
3	小麦・大麦 (二毛作)	農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組（二毛作）I	作付面積 うち二毛作面積	(3年度) 1,750ha (3年度) 163ha	(5年度) 1,731ha (5年度) 87.0ha
4	大豆 (二毛作)	大豆（二毛作）の収量・品質向上助成	単収 二毛作面積	(3年度) 66kg/10a (3年度) 1,309ha	(5年度) 115kg/10a (5年度) 1,369ha
5	飼料作物 (二毛作)	農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組（二毛作）II	作付面積 うち二毛作面積	(3年度) 36.8ha (3年度) 21.6ha	(5年度) 37.0ha (5年度) 21.8ha
6	そば (二毛作)	農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組（二毛作）III	作付面積 うち二毛作面積	(3年度) 0.8ha (3年度) 0.8ha	(5年度) 1ha (5年度) 1ha
7	飼料用米	農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組（わら利用（耕畜連携））	耕畜連携 取組面積	(3年度) 292ha	(5年度) 303ha
8	飼料用米	複数年契約加算(飼料用米・米粉用米)	飼料用米取組面積 うち複数年契約取組面積	(3年度) 480ha (3年度) 389ha	(5年度) 412ha (5年度) 389ha
8	米粉用米	複数年契約加算(飼料用米・米粉用米)	米粉用米取組面積 うち複数年契約取組面積	(3年度) 1.3ha (3年度) 1.3ha	(5年度) 1.3ha (5年度) 1.3ha
9	新市場開拓用米	新市場開拓米の取組助成	新市場開拓用米取組面積	(3年度) 0ha	(5年度) 2ha
10	地力増進作物	地力増進作物の取組助成	地力増進作物取組面積	(3年度) 0ha	(5年度) 2.2ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:三重県

協議会名:松阪市農業再生協議会

新様式(公表用)

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	高収益作物の作付支援	1	15,000	野菜・花き・その他	販売用での生産
1	高収益作物の作付支援(二毛作)	2	15,000	野菜・花き・その他	販売用での生産
2	麦の単収向上の取組	1	800	小麦・大麦	種子更新、麦踏み、資材による土壌改良
3	農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組(二毛作) I	2	9,000	小麦・大麦	作付面積に応じて支援
4	大豆(二毛作)の収量・品質向上助成	2	9,000	大豆	資材施用、種子更新、葉面散布、病害虫防除等
5	農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組(二毛作) II	2	9,000	飼料作物	作付面積に応じて支援
6	農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組(二毛作) III	2	9,000	そば	作付面積に応じて支援
7	農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組(わら利用(耕畜連携))	3	13,000	飼料用米	実需者と利用供給協定を結び耕畜連携に取り組む
8	複数年契約加算(飼料用米・米粉用米)	1	6,000	飼料用米・米粉用米	R2年もしくはR3年からの複数年契約のみ、多収品種の導入等
9	新市場開拓用米の取組助成	1	20,000	新市場開拓用米	作付面積に応じて支援
10	地力増進作物の取組助成	1	20,000	地力増進作物	作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。